

愛知の生態系を守るために

「移入種」は、もともとその地域にいなかったけれど人によって移されてきた生きもので、地域本来の生態系を破壊してしまうおそれがあります。

◆ 野外にみだりに動植物を持ち出すことは、 どんな生きものでもやめましょう。

ため池、河川へのコイやホタルの放流や、栽培された草花を自然の中に植えることは、多くの場合、もともとの生態系に悪影響を与えますので、やめましょう。

◆ 飼育している生きものは野外に放さず、 最後まで責任をもって管理しましょう。

移入種の中には、成長すると大きくなるものや、性格が荒くなるもの、人間より長生きするものがあります。移入種をペットとして飼う前には、最後まで飼うことができるかを必ずチェックしましょう。

◆ 特定外来生物について

国は、外来生物法により、アライグマやオオクチバスなどを「特定外来生物」に指定しています。これらは生態系や人間の生活に悪影響を及ぼすため、野外に放すことのほか、飼うことや運ぶこと、譲り渡すことなども禁止されています。

※詳細は外来生物法のホームページをご覧ください。 <http://www.env.go.jp/nature/intro/>



愛知県環境部自然環境課

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

電話(052)954-6230(ダイヤルイン)

ホームページ「あいちの環境」 <http://www.pref.aichi.jp/kankyo/>